

令和7年分 所得税確定申告書の書き方

税金特集号は、益子良一氏（税理士法人コンフィアンス代表社員税理士）が監修しています。

平成28年分から申告書にマイナンバーの記載が必要となり、本人による提出の場合はマイナンバーの記載に加えて本人確認書類の写し（コピー）が必要とされています。本人の確認書類としてはマイナンバーカード、マイナンバー通知カードと運転免許証等が考えられます。マイナンバー通知カードは令和2年5月25日に新規発行が廃止されました。ただし通知カードの記載事項（住所、氏名等）が住民票の記載と一致している場合にはマイナンバーを証明する書類として引き続き使用できます。住所等の変更がある場合には使用できませんので、マイナンバー入りの「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書」が必要です。

令和8年1月1日現在の住所を書いてください（異動がない場合は、「同上」と書いてください）。

青色申告の人は○印が印字されています。

給与所得の人は下表の控除額を差し引くことで所得金額を算出し⑥に記入します。

■給与所得額一覧表

給与等の収入金額	給与所得控除額
190万円以下	65万円
190万円超 360万円以下	給与等の収入金額 × 30% + 8万円
360万円超 660万円以下	給与等の収入金額 × 20% + 44万円
660万円超 850万円以下	給与等の収入金額 × 10% + 110万円
850万円超	195万円

*給与収入が600万円未満の場合は、所得税法別表第五「年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額表」にあてはめて算出します。

公的年金等の支給を受けている人は下表により所得金額を算出し⑦に記入します。

■公的年金等に係る総所得の速算表（公的年金等の収入金額×割合=総所得の金額（0以下は0））

年齢	公的年金等の収入金額		公的年金等に係る総所得の金額	
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下
19歳未満	100%	60万円	100%	50万円
20歳未満	130万円未満	75%	27.5万円	75% 17.5万円
21歳未満	130万円超 410万円未満	75%	27.5万円	75% 17.5万円
22歳未満	410万円超 770万円未満	85%	68.5万円	85% 58.5万円
23歳未満	770万円超 1,000万円以下	95%	145.5万円	95% 135.5万円
24歳未満	1,000万円超	100%	195.5万円	100% 185.5万円
25歳未満	330万円未満	100%	110万円	100% 100万円
26歳未満	330万円超 410万円未満	75%	27.5万円	75% 17.5万円
27歳未満	410万円超 770万円未満	85%	68.5万円	85% 58.5万円
28歳未満	770万円超 1,000万円以下	95%	145.5万円	95% 135.5万円
29歳未満	1,000万円超	100%	195.5万円	100% 185.5万円

区分は、国外居住親族がいる場合に記入します。特定親族特別控除の適用範囲や控除額については12頁を参照。

医療費控除の範囲と添付書類

医療費控除の計算	
支払った医療費	235,600円 A
保険金などで補てんされる金額	76,600円 B
A - B	159,000円 C
申告書の記入金額	4,191,840円 D
D × 0.05	209,592円 E
10万円以上のいれずか少ない方の金額	100,000円 F
C - F =	医療費控除額 59,000円 (最高200万円)

新宿 稅務署長	07と記入	確定と記入	F A 2 0 5
令和8年3月5日 令和〇7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書			
納税地	〒169-8650 個人番号	生年月日	3-50
現在の住所又は居所	新宿区高田馬場2-7-15	氏名	全建 良雄
令和8年住所	同上	職業	大工 全建工務店
種類	青色	支拂	現金
税	課税される所得金額	税率	控除額
金	1,000円から 608,000円	5%	—
の	1,949,000円まで 97,500円	10%	97,500円
計	3,299,000円まで 427,500円	20%	427,500円
所	6,949,000円まで 636,000円	23%	636,000円
得	9,999,000円まで 1,536,000円	33%	1,536,000円
金	17,999,000円まで 2,796,000円	40%	2,796,000円
額	39,999,000円まで 4,796,000円	45%	4,796,000円
等	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
の	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
計	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
所	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
得	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
金	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
額	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
等	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
の	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
計	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
所	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
得	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
金	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
額	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
等	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
の	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
計	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
所	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
得	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
金	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
額	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
等	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
の	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
計	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
所	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
得	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
金	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
額	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
等	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
の	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
計	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
所	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
得	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
金	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
額	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
等	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
の	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
計	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
所	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
得	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
金	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
額	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
等	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
の	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
計	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
所	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
得	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
金	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
額	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
等	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
の	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。		
計	課税される所得金額（1,000円未満の端数は切り捨て）計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未		